

# いずみ野小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日策定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条より＞

### (2) いじめ防止に向けての基本的な理念と方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわりあいの中で、自分の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① **いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。**
- ② **いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。**
- ③ **子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。**
- ④ **子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。**

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 組織の構成

○いずみ野小学校いじめ防止対策委員会を設置する。

（管理職・教務主任・児童支援専任・養護教諭・人権担当・国際担当・ブロック主任等）

必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) いじめ防止対策委員会の役割

○いじめ事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。

○いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。

○重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核になって調査を行う。

○いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCA サイクルでの検証を行う。

### (3) 学校いじめ防止対策委員会の運営

○学校いじめ防止対策委員会は毎月開催するが、いじめを認知した際はその都度、即時開催する。

○学校長は、組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗を管理する。

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1) いじめ防止への取組

いじめは、「どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な計画を実施する。

・具体例としては、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団作りや児童支援を年に2回以上実施する。

・いじめ防止に対する児童の意見や主体的な取組を尊重し支援するために、横浜こども会議へ積極的に参加する。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を鋭敏に察知し、いじめを見逃さない努力と、教職員間での情報共有や保護者、カウンセラーとの連携による情報収集を行う。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを認知した職員は、その場、その時にいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。合わせて、学級担任・学年主任・児童支援専任（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告、対応を協議する。

#### (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態を次の要件の通りとし、それまでは継続して経過観察と児童支援を行い状況を把握する。

○いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### (5) 研修

本校において、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。職員の人権意識の向上やいじめ防止や人間関係にかかわる指導法などの研修を年間を通じて行う。

#### (6) 保護者・地域との連携

保護者懇談会、保護者個人面談、家庭訪問等で保護者と連携、学校運営協議会等で、地域、中学校、高等学校との連携を充実させ、学校外を含めたいじめ防止や早期発見のための情報交換をする。

### 4 重大事態への対処

#### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

#### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

### (2) 重大事態の調査

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断した時には、当該重大事態に係る調査を行うために速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には「横浜市いじめ問題調査委員会（仮称）」を招集し、これが調査に当たる。

### (3) 児童、保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供および調査結果の報告を行う。また事案によっては、学年および学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。

## 5 その他

- ・必要があると認められるときは、いじめ防止基本方針を見直す。

### いじめ防止等の取組【年間計画】

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ 職員研修（いじめの定義・児童理解研修） 地区民生委員・支援員との情報交換会	入学式 授業参観・懇談会・学校説明会 PTA 総会
5月	<u>いじめ早期発見のための生活アンケート実施(記名式アンケート・教育相談)</u> 小中ブロック代表者会 職員研修（YP アセスメント） ケース会議	地域訪問 学校運営協議会
6月	YP アセスメント実施① 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	保護者面談
7月	横浜こども会議（小中ブロックでの話し合い） 職員研修（道徳）非行防止教室 地区民生委員・支援員との情報交換会	保護者面談 学校・家庭・地域連絡会
8月	横浜こども会議（中学ブロックでの話し合い） 職員研修（児童理解研修）	
9月	人権教育推進授業 小中ブロック代表者会 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	
10月	中学ブロック代表者会議	学校運営協議会
11月	中学ブロック人権教育推進協議会 地区民生委員・支援員との情報交換会 学校アンケートの実施（児童・保護者）	就学時健診
12月	人権週間の取組 人権教育推進授業 いじめ撲滅キャンペーン（無記名式） YP アセスメント実施 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	保護者面談 学校運営協議会

1月	小中ブロック代表者会	PTA 実行委員会
2月	地区民生委員・支援員との情報交換会	懇談会 新入学児童説明会 学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	懇談会

※毎月定期的に学校カウンセラーが来校し、児童・保護者の相談をいつでも傾聴する。(教育相談)

※年度当初に各種教育相談の窓口を記載したシートを全児童に配布する。(防犯マップの裏面)

※いじめ防止対策委員会は月1回以上開催する。(いじめ認知の際は、随時開催)

※区専任会及び中学ブロック専任会は毎月開催する。